

(令和6年5月)

「重要事項」説明書

特別養護老人ホーム聖家族の家 若宮

(指定介護老人福祉施設 事業所番号 4070802964)

社会福祉法人カトリック聖家族会

特別養護老人ホーム聖家族の家若宮 重要事項説明書

当施設をご利用頂く際の、事業概要、提供するサービス等につきまして次の通りご説明いたします。

1. 施設の概要

1. 施設の種類 指定介護老人福祉施設（平成23年6月1日指定）
（福岡県指定 第4070802964号）
2. 施設の目的 入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を送ることが出来るように支援をいたします。
3. 所在地 福岡県福岡市東区若宮5丁目21番11号
4. 電話番号 代表 092-672-3110
5. 経営主体 社会福祉法人カトリック聖家族会
6. 管理者氏名 施設長 古賀 歳康
7. 開設年月日 平成23年6月1日
8. 入居定員 50名

2. 居室等の概要

- ユニット数 5
ユニットの定員 各10名
全室個室 トイレ、洗面付
各ユニットに共同生活室、浴室
医務室 1室

3. 職員の配置人員／勤務体制（別紙参照）

当施設では厚生省が定める配置基準に従い、入居者3人に対して介護・看護職員1人以上の割合の配置人員となっています。

[主な職員の配置状況]

管理者(施設長) 生活相談員 介護職員 看護職員
機能訓練指導員 介護支援専門員 嘱託医 管理栄養士

[勤務の体制]（介護及び看護職員）

昼間の体制 各ユニットに常時1人以上の介護・看護職員を配置
看護職員は全体で1人以上を配置
夜間の体制 3人の介護・看護職員を配置

4. 提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（各自自己負担が定められています）

1) 食事介護

身体の状態等に応じた食事介護を行います。

2) 食事の栄養管理

① 管理栄養士により入居者の身体の状態等を考慮した計画に基づく栄養管理を行います。（栄養マネジメント）

② 経管による食事摂取から、経口摂取に移行するために、医師の指示に基づく栄養管理を行います。

③ 医師の食事せんに基づき療養食を提供します。

3) 入浴介護

入浴又は清拭を週 2 回以上行います。また、ご希望があればいつでも入浴日できるように努めます。

4) 機能訓練

機能訓練指導員と看護・介護職員等が共同して機能訓練を行います。

5) 健康管理

嘱託医や看護職員が日常的に健康管理を行います。

6) その他のサービス

排泄介護、朝夕の着替、整容等のサービスを行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（全額自己負担となります）

1) 居室の提供（居住サービス）

入居の期間中、居室を提供いたします。

2) 食事の提供（食事サービス）

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態等を考慮した食事を提供します。

（標準食事時間）ご希望や心身状態により変動することがあります。

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00

3) 日常生活上の費用

入居者の日常生活に要する費用で入居者にご負担頂くことが適当であるものにかかる費用は実費分をご負担頂きます。

（例 ティッシュ、歯ブラシなどの個人用の日用品等）

4) 特別メニュー食（酒類を含みます）

入居者の希望により特別メニューの食事を提供します。
利用料金は要した費用の実費を頂きます。

5) 理美容代

理美容の種類によりその実費を頂きます。

6) レクレーション、趣味活動等（参加は自由です）

材料費等の実費を頂きます。

7) 契約終了後も居室を明け渡さない場合等における料金

契約終了後においても居室を明け渡さない場合等には、契約終了日より居室が明け渡された日までの期間、別表の料金を頂きます。

(3) 利用料金

別表「施設利用料金表」の通りです。

※ 法改正によって変更となる料金については別紙の追加または差し替えをもって説明、同意をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は 1 カ月ごとに計算し、ご請求いたしますので翌月 16 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

（1 カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

① 指定口座からの自動引き落とし（16 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）

② 下記指定口座への振込

[※振込手数料はご利用者のご負担となります。]

イ 福岡銀行 千早支店 普通預金

口座番号 0723779

口座名 社会福祉法人カトリック聖家族会

理事長 古賀 巖（コガイワオ）

※お振込み、指定口座からの引落とし手数料（¥220）は利用者のご負担とさせていただきます。

③ 施設窓口（事務所）まで直接持参

(5) 利用期間中の医療の提供について

医療を必要とする場合、入居者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

[協力医療機関]

名 称	三好医院	福岡輝栄会 病院	千早病院	貝塚病院	原土井病院
診療科	内 科 整形外科	内 科 循環器科他	内 科 その他	内 科 その他	内 科 その他
入院設備	無	有	有	有	有
住 所	福岡市東区 若宮 5-30-1	福岡市東区 千早 5-11-5	福岡市東区 千早 2-30-1	福岡市東区 貝塚 7-7-27	福岡市東区 青葉 6-40-8

5. 施設を退居して頂く場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下の事由に至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居して頂くこととなります。

- ① 要介護認定により入居者が要介護3以上（特例を除く）と認定されなかった場合
 - ② 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
 - ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ④ 当施設が介護保険の指定を取消された場合、又は指定を辞退した場合
 - ⑤ 入居者から退居の申出があった場合（詳細は下記（1）をご参照下さい）
 - ⑥ 事業者から退居の申出を行った場合（詳細は下記（2）をご参照下さい）
- (1) 入居者からの退居の申出（契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から当施設からの退居を申出することができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解除の届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意出来ない場合
- ② 入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくは職員が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申出により退居して頂く場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居して頂くことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項についてこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが6カ月以上遅延し相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払わない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が病院又は診療所に入院することとなり、その入院期間がおおむね3ヶ月以上が見込まれる場合、もしくは入院期間が3ヶ月を超えた場合
- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護医療院に入所した場合

(3) 円滑な退所のための援助

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

6. 残置物引取人

利用契約が終了した時点で、当施設に残された入居者の残置物を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」（身元引受人を定めた場合は身元引受人）を定めて頂きます。

当施設は「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取って頂きます。また、その際の、引き渡しに係る費用については、入居者又は残置物引取人にご負担頂きます。

7. 苦情の受付

サービス等に対する苦情やご相談をお受けいたします。

[苦情・相談窓口] (当施設の外に福岡市、国民健康保険団体連合会、第三者委員でも受け付けます。)

施設受付時間 8:00～17:00 (FAX. 24 時間受付) 年中無休

	施設	福岡市東区役所	国民健康保険団体連合会
窓口	総務課相談係	福祉・介護保険課	介護保健課サービス相談係
電話	092-672-3110	092-645-1069	092-642-7859
FAX	092-410-7191	092-631-2191	092-642-7857

* 上記の他に各市町村の介護保険担当窓口、福岡県運営適正化委員会 (092-915-3511) でも受け付けています。

8. 苦情解決の体制

施設サービス提供に係わる苦情について適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しています。

苦情受付担当者	(相談係) 平井 民子
苦情解決責任者	(施設長) 古賀 歳康
第三者委員	(元評議員) 森本多津秋 (民生委員) 武井明久 092-631-5573 092-672-9506

9. 非常災害対策

非常災害対策については次の通りとする。

- (1) 防火管理者及び火元責任者を定め、日常的に防火に努める。
- (2) 消防計画等の防災計画に基づき、非常災害時に対応するため、計画的に避難、救出、消防署との通報・連携、その他必要な訓練を行う。

10. 事故発生時の対応

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、入居者のご家族、市町村等に連絡をとるとともに、必要な措置を講じます。

賠償すべき事故については過失の割合において賠償を行います。

11. 容体の急変等における対応

入居者に容体の急変等が生じた場合は、看護師等で応急の処置を行うとともに、主治医又は協力医療機関及び家族等に連絡をとり、必要な措置を講じます。

12. 情報提供時の同意

居宅介護支援事業者等に、入居者に関する情報を提供する際は事前に文書により入居者の同意を得ます。

13. 個人の秘密の保持

当職員は業務上で知り得た入居者又はご家族の秘密をまもります。

14. 施設ご利用に当ってお知らせ頂く事項及びご協力頂く事項

- 1) 入居者の心身状況で注意すること。
- 2) ご家族の緊急連絡先。
- 3) 入居者のかかりつけ医師。
- 4) 身上に関する重要事項(身元引受人、緊急連絡先等)の変更時の届出。
- 5) 火災防止及び防災訓練への協力。
- 6) 施設で行う健康診断及び健康管理(医療)への協力。
- 7) 食中毒予防、居室・施設内清掃時等安全衛生管理への協力。
- 8) 外出・外泊時の事前届出。
- 9) 入居者及びご家族等の禁止行為。
 - ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及びす行為等)
 - ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為、威圧的な言動等)

15. サービス契約の解除

事業者は、上記の各規定にかかわらず、14.9)の規定に該当した場合、入居者に対して3日以上予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、本施設の利用契約を解除できるものとします。

なお、事業者が上記により契約を解除する場合には、主治医、居宅支援事業所及び福岡市に連絡を行い、適当な他の指定介護事業者を紹介する等の措置を講じます。

16. 入院中における空きベッドの短期入所生活介護等への利用

入院中における空きベッドについては短期入所生活介護ご利用希望者等に活用させていただきます。尚、入院期間中の個人の物品等については十分な管理を行います。

17. 介護職員等の生産性向上に資する機材の使用

介護職員等の生産性向上に取り組むにあたり、介護ロボット(センサー等を含む)、通信機器、カメラなどの設置を行っております。使用にあたってプライバシーの取り扱いには十分配慮をいたします。

18. 防犯カメラの設置

不審者の出入りを監視するため、共同生活室にカメラが設置されています。

19. 第三者による外部評価

実施なし

以上

上記内容について説明を受け、承諾しました。

令和 年 月 日

契約者（入居者） _____ 印

代理人（入居者との関係 _____ ）

_____ 印

住 所 _____